

令和3年第2回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和3年6月3日(木)開議

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼総合政策課長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	総 務 課 長	吉田 裕一
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	井上 育久
教 育 総 務 課 長	吉田 彰宏		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富 士 青 美	議 会 事 務 局 長 補 佐	吉 川 明 宏
-------------	---------	-----------------	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

1番 松田 勝 議員

- ① 安堵町における「ヤングケアラー」の実態と今後の対応について
- ② G I G Aスクール構想における現状と健康被害に対応する取り組みについて

3番 三浦 博 議員

- ① 安堵町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画について
- ② 「新型コロナ」ワクチン接種の進捗状況について

7番 浅野 勉 議員

- ① 町内公立学校における健康教育の推進について
- ② 社会教育施設の定期的調査、点検について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（福井保夫） おはようございます。

只今の出席議員は8名で、定足数に達しています。

会議は成立しましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程のとおりです。

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し上げます。

1番 松田勝議員、3番 三浦博議員、7番 浅野勉議員、以上3名です。

質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

それでは、1番 松田議員の一般質問を許します。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1番（松田 勝） 皆さん、おはようございます。議席番号1番 松田勝でございます。

一つ目は、「安堵町における「ヤングケアラー」の実態と今後の対応について」、家族の世話や介護などに追われる「ヤングケアラー」と呼ばれる子供達があります。政府が昨年12月から今年1月に行った初めての実態調査では、中学生のおよそ17人に一人（5.7%）、高校生ではおよそ24人に一人（4.1%）であることがわかりました。また、世話をしている時間は、平日の1日の平均で中学生が4時間、高校生は3.8時間です。安堵町における実態及び今後の対応策について伺います。

二つ目といたしまして、「GIGAスクール構想における現状と健康被害に対応する取り組みについて」、GIGAスクール構想の実現に向けて、着々と準備が進められているものと考えますが、現在の状況はどのようになっていますか。また、今後想定される健康被害等についての対応策を伺います。

以上2点でございます。

議長（福井保夫） 1、「安堵町における「ヤングケアラー」の実態と今後の対応について」、答弁を求めます。

こども支援課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。藤岡こども支援課長。

（藤岡こども支援課長 登壇）

こども支援課長（藤岡征章） おはようございます。こども支援課 藤岡でございます。よろしくお願いいたします。松田議員の御質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、家庭内における家事や家族の世話、介護などに追われる「ヤングケアラー」につきましては、本人の育ちや教育に影響があるといった問題があることから、早期発見・支援につながる取組は重要であると認識しております。

ヤングケアラーに関しましては、今年の1月から2月にかけて、全国の市町村要保護児童対策地域協議会、要対協といわれるものを対象にヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査が実施されたところであります。

本町におけます要対協で把握しております要保護児童、要支援児童の中には、ヤングケアラーと考えられるケースは見受けられませんでした。

ヤングケアラーにつきましては今のところ法令上の定義も無く、本来大人が担うと想定されています家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指しますが、家庭内のデリケートな問題、また本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくく把握が難しいことも十分理解しております。

今後の対応策といたしましては、町立学校、教育委員会、福祉担当部署やその他関係機関と連携・情報交換を行いながら把握に務め、必要であれば支援を行っていきたいと考えております。

1番（松田 勝） 議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 只今の答弁の中でですね、今後の対応策として町立学校、教育委員会、福祉担当部署やその他関係機関と連携するとありますけれども、極めてですね、抽象的だと考えております。具体的にそれぞれの部署で、何をどうするのかということについて論議すべきだというふうには考えているのですが、その辺いかがでしょうか。

また、その他関係機関とはどの部署を指すのか、説明をいただきたいと思います。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。教育総務課の吉田です。よろしく申し上げます。

ヤングケアラーの早期把握としましては今現状、町立学校におきましてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを教育相談体制として、保護者・児童の家庭環境の聞き取り調査等を行い、その過程の実情に合わせた対応を取っております。今の現状としましては、要対協の方に報告としては、虐待やネグレクト、育児放棄とかの問題がある事案のみを要対協の方に情報共有を図っておりますが、今後ヤングケアラーの定義付け等が行われましたら、ヤングケアラーの事案も情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 只今説明のありましたスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーの活用、これは当然あるべきだとは思ってます。これについてはですね、それぞれの町立学校の中で活用されているものと思われましますが、先程私が言いましたのは、教育委員会であるとか、福祉担当部署、さらにはその他関係機関という所はですね、何をするのかというのが、やっぱりもう少しはっきりさすべきではないか、というふうには考えているのですが、いかがですか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 中学校の現状としては、今現在はスクールカウンセラー等でそういう見守り等を行っておりますが、大都市におきましては、実態調査等をされている自治体も現状増えてきております。今後、国としてもそういう自治体に対しては財政的支援を行うとされておりますので、その動向を見極め、実態調査等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 実態調査というのは常にどういう時でもですね、必ず必要になってくる訳ですけども、実態調査は実態調査としてやった上で、例えば質問を変えますけれども、現在、先程あったように中学校の中で安堵町としてね、例えばどれぐらいのこういった状況、ヤングケアラーの実態をつかんでおられるのか、というのはわかっておるのでしょうか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 今現在、安堵中学校においては、実態調査は行っておりませんが、全校の生徒に年2回のストレスチェックと、学級担任と生徒の2者面談を本人及び家庭の状況の聞き取りを実施しております。その結果、総合的にヤングケアラーの状態になり得る可能性がある生徒数名の存在も把握しております。パーセントで言えば4.6%です。

これらの生徒に対しましては学校の対応として、特に不安や悩みを抱える生徒には従来より配置しておりますスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも活用して相談を行って、注意深く見守っている状況であります。

今後の生徒や家庭の状況によっては、虐待やネグレクト等の問題がある事案の場合と同様に、要対協の方で情報共有を図って対応してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） 議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 只今の答弁ありましたように、要は中学校で若干名そういう傾向にある方がおられるというのが、一つ実態調査の結果だというふうには受け止めたいのですけれども、そういう中でね。ですからさっきから言っているように、そういう実態調査に基づいて町立学校ではね、先ほど言っていたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しますよというのわかりましたと。あとそれでは教育委員会とかね、福祉担当部署、その他関連部署において、どういう計画をして何をするのかということの議論が必要ではないですかという質問です。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 教育委員会事務局の吉田です。自席より失礼いたします。今の御質問なんですけれども、まず教育委員会が何をするのかということなんですが、これはもちろん学校と町当局との繋ぎというところが一番大きな役割になってくるのかなあというふうに考えております。あと福祉担当部署が何をするのかということなんですけれども、このヤングケアラーの問題と言いますのは、いわゆる介護、あるいは家事というような問題が一つ大きな問題となってきますので、それを行政側の支援体制と言いますか、利用できるサービスがあるとか、そういう形の情報提供をしていくというようなサービス体系に結びつけるというような役割が一つあるのかなあというふうに考えております。

あと、子ども支援課長の方で答弁いたしました、その他の関係機関というところなんですけれども、これは要対協を構成している団体というところになってくるかと思えます。具体的には県の児童相談所、それから県の保健所、福祉事務所、また西和警察署、地域で言う民生児童委員というようなところの方々から、様々な視点での情報をいただく、また御意見いただく、こういったものを要対協の方で議論して、どう支援に繋げていくかというところを協議いただくような形になるのかなあというふうに考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とにかくですね、やはりそれぞれの部署でね、それぞれの仕事というのがある訳ですから当然、今のように仕分けをしながらですね、それぞれが責任を持ってやるということで今後ともですね、取り組んでいていただきたいというふうに思います。はい。

あともう一つはですね、社会全体の意識の改革というのが必要になってくるかと思うのですが、埼玉県ではですね、日本初のケアラー支援条例が先日ですかね、施行されたという話ですけども。要は社会の意識を変えるという意味では、そういった法令と言いますか、そういったものも必要になってくるのではないかと。ただ安堵町でどうするんぬんというのは非常にですね、難しい面がありますから、例えば最低、県でどうするんやとか、要は日本全体として、日本の制度としては何とか方針を出しつつあるところですから、最低でも安堵町だけじゃなくて県としてどうするかという取組が必要になってくると思ってるんですけども、その辺は考え方どうでしょうか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 学校現場におきまして、まず学校の先生方にもそのヤングケアラーの概念についてを理解していただいて、今の学校内でのSC、SSWに協力をしていただいて、またその本人、保護者、生徒達がヤングケアラーを公にしたくないとか、家庭の状況等を考慮した上で支援の必要性を判断して福祉機関へ繋いでいくと考えております。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ということは、例えば先程言った各それぞれの部署でという話の続きで、今言われたように、福祉の関係の方にそれを引き継いでいくという理解で良いのですね。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

1 番（松田 勝） はい。それでは条例の方はともかくとしてですね、先程いろんな情報共有であるとか連携であるとかいう言葉がだいぶ出てくるんですけども、要は情報共有とか連携という

のが目的ではないと思うんですよね。要はそれを使って何をするかというのが目的になる訳ですから、その辺ちょっと、言葉尻を捉えて言うてるつもりは無いんですが、やはりその辺ちょっとやっぱり注意が必要になってくるのかなというふうには思いますので、よろしく願いいたします。

後はですね、先程言った意識改革のところですね、例えば学校であるとか福祉の現場でいろんな研修をするとかですね、あるいは生徒、家庭の中での学習というのも必要になってくるかと思うんですけれども、要は、研修・学習という考え方についてどのようにお考えになっておられるのか、お伺いします。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 埼玉県条例制定ということで、埼玉県の状況を見ましたところ、埼玉県は県の主導の下、市町村の支援として、学校職員や福祉に携わる職員を集めて外部の有識者、元ヤングケアラーである人の講師を招いて、研修を実施しております。

今後、国や奈良県の動向を注視していき、対応してまいりたいと考えております。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） 松田議員。

1 番（松田 勝） さっきの福祉の関係にちょっと戻りますけれども、ヤングケアラーがいる例えば家庭が発見されると、そういった場合にですね、その家庭を対象とする介護であるとか、あるいはまた障害福祉サービスというのは、どのように考えておられるのか伺います。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上課長。

健康福祉課長（井上育久） おはようございます。健康福祉課の井上です。自席で申し訳ございません。もしそういう相談とかございましたら、適切なサービスに繋ぐよう、障害、福祉の方も高齢の方もサービスに繋げていくように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） 議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 先程も申しましたけれども、言葉尻を捉えてどうのこうのと言うつもりはありませんが、要は「適切な」という表現だけでは無くてですね、やはり具体的に、例えば「介護サービスのこの辺を使うよ」と。例えば「福祉サービスのこれに該当しますよ」というようなところをね、やはり答弁いただかないと、誰が見て適切なのか、私が見て適切なのか、何が適切なかわからないというような状況になりますから、その辺りは介護サービス、あるいは福祉サービスのどの部分に適用されるので、これを使用しますよ。というようところがですね、もうちょっとはっきり言えるようにしていただけたら、というのが私の希望です。

健康福祉課長（井上育久） 議長。

議長（福井保夫） 井上課長。

健康福祉課長（井上育久） それぞれ、その人に合ったサービスがあると思います。県にも相談窓口とかがございますので、まずそこで相談していただく方法もございますし、介護では安堵町の地域包括支援センターにおいても相談等してもらえますと思いますので、そこで何が必要なのか、お困りごとが無いのかというのを聞かせてもらえたらなあと思っております。

また、障害のある方に関しましては、県が事業する障害者110番事業とか、いろいろございますので、まずそこの方へ誘導していけたらなあと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 非常に難しい問題だとは思いますが。というのは先程、課長の方から話があったように、要はそういう家庭というのは私が調べたところでは、母親、父親、両親がですね、あるいはまた一緒に住んでいる家族が身体障害者であったりとか、あるいはいろんなそういう病気

であったりね、いろんなところで割合が高くなっているというのも実態ですから、例えば子供にしたって、家庭にしたって、皆に知られたくない部分というのは、やっぱりどないしても出てくるんですよ。ですから今回、これは難しいというのは、理解は私も当然してます。その上で今日、質問させてもらってる訳ですけども、そういうところに突っ込んで話をしていく訳ですから、当然、まず誰かがその先駆者にならなあかん。待ってたんではだめだということを理解をどうか、していただきたいというふうに思います。

当然、学校の先生とか、教育の現場というのが一番、矢面に立つんかもわかりません。そして矢面に立つ人をどう教育するかということが重要になってくるんですよ。そういう、いわゆる教育の場の教育ということも重ねてですね、やっぱり考えていっていただきたいと思います。その辺ちょっと誰か答弁いただけたら。

教育長（辰己秀雄） （挙手）

議長（福井保夫） 教育長どうぞ。

教育長（辰己秀雄） 答弁者では無いですが、私の方からお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

1番（松田 勝） （うなづく）

教育長（辰己秀雄） 議員、御指摘のこのヤングケアラーの視点というのは、今、この取組が始まったばかりの時点で、非常に大切であると考えております。ただこれまでの生徒指導、あるいは要対協等で、取り組んできたチェック内容の中には、この視点というのは大きく取り上げている訳では無かった現状がございます。いろんなアンケートの結果、やっぱりこういう傾向を注視しなきゃいけないという御指摘はごもっともであると考えております。

ただ、この問題ばかりでは無く、生徒指導上、様々な子供達が課題を抱えております。基本的にはどんな思いであっても、子供達がどのような思いや、辛さや、願いを持っているのかということをもっと大事に考えていきたいと思っております。まず子供達の学習に大きな影響があるのかどうか、子供達が困っているのかどうか、そのことによって子供達の保障しなければいけない学習権が阻害されていないかどうか、そういう点を丁寧に聞き取っていく必要があるかと思っております。

そのためにはどうしていけば良いのかということをお教員が共に聞き取りを通して、進めていくと。その仲介になるのが福祉の専門家でありますSSW、スクールソーシャルワーカーとい

う者が今、2年前から学校に配置されておりますので、その子供達の思いや願いに応えるためには、家庭内にどのようなケアが必要かという判断をそこでしてくれていると思います。それによって福祉のどういう部門、あるいは介護のどういう部門に繋いでいったら良いかという教示をいただけるような仕組みになっております。

このヤングケアラーの問題だけでは無く、丁寧にその実態を聞き取っていくということを大切にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） 松田議員。

1 番（松田 勝） とにかく地道な活動がやっぱり必要になってくると思います。ですから先程言いましたように、いわゆる家庭の環境というのが非常に大事になってきて、皆に知られたくないという部分も相当やっぱり発生してきますから、どういうふうに見つけ出すかという苦労は大変だとは思いますが、とりあえずそういう苦労なくして解決できないというところがありますから、進んで苦勞していただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。これ。

議長（福井保夫） はい。神戸市で元幼稚園教諭の女性が介護する祖母を殺害したという事例もあります。それで神戸市は専用窓口を開設したというような事例もありますし、いろんな意味で、今日は県会議員の小村議員も傍聴されていますので、県の方でもまたいろいろと取り上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて2、「G I G Aスクール構想における現状と健康被害に対応する取り組みについて」、答弁を求めます。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

（吉田教育総務課長 登壇）

教育総務課長（吉田彰宏） 教育総務課の吉田です。よろしく申し上げます。それでは松田議員の質

間にお答えします。

GIGAスクール構想の現状についてでございますが、昨年11月に児童生徒の一人に1台端末を整備し、加えて授業支援アプリの導入やICT支援員の配置を行い、学校内のICT環境の整備や教職員のICTスキルの向上を進めてまいりました。さらに本年2月には安堵小中学校に無線LAN環境を整備いたしました。その後、朝学習や授業でタブレット端末等のICT教育を活用した学習範囲を徐々に広げていっております。

今後も引き続き教職員の情報活用能力の向上や児童生徒の情報リテラシーの向上を図りながら、児童生徒が自宅でも活用できるように端末貸出に対するルール作りやインターネット接続環境が整備されていない家庭に対しての貸出用モバイルルーターの購入等、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後想定される健康被害等についての対応策ですが、一般的にパソコンやタブレット端末などによる健康上の影響として、視力低下や姿勢の悪化などが考えられます。学校内での対応策としては、画面と目の一定距離、正しい姿勢を保つことなどを指導しております。

またこのような健康上の影響は、学校でのタブレット端末の使用以上に、家庭でのタブレット端末やスマホの使用、またテレビゲームなどによる影響が大きいと考えております。就寝前の使用を控えることや長時間の使用を避けるなど、児童生徒への指導とともに、保護者への注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 児童生徒への指導とともにですね、保護者への注意喚起がされているということですが、なかなか話をするだけでは通じにくいというようなところもあるかと思えます。例えばビデオ等の画面を利用してですね、例えばICT学習を行うというようなことで理解が深められるのではないかとこのふうには考えるんですけども、その辺いかがでしょうか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 今現在、町立学校には普通教室に大型テレビを配備しておりますので、

口だけの指導ではなく目で見るといった形で、文科省が示す児童生徒の健康被害に対する、ICTを活用するためのガイドブック等を映し出して、生徒指導に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

1 番 (松田 勝) はい、議長。

議長 (福井保夫) はい。松田議員。

1 番 (松田 勝) 大型テレビがあるということですから、十分、活用できる部分については活用していただきたいと思います。あとですね、大阪府や兵庫県などにですね、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出される中で、大阪市の方では市立小中学校で原則オンライン授業へ切り替えるというのが、一時、発表がありました。しかしながら学校現場で混乱を招いたということもあって、対面授業と併用するという格好で大阪市は出発されたようです。しかしながらこのオンライン授業と対面授業ですかね、を混合することによっても、まだまだ問題点があるということが報道でも発表されております。

この安堵町でですね、例えば同じようなオンライン授業を始めるとした場合、どのように対応を考えておられるのか伺います。

教育総務課長 (吉田彰宏) はい、議長。

議長 (福井保夫) はい。吉田課長。

教育総務課長 (吉田彰宏) 大阪市の市立小中学校でオンライン授業をめぐって学校現場が混乱したという状況があることは、報道等で承知しております。今後、学校が臨時休業せざるを得ない状況になった場合には、オンライン授業の実施も想定して、そのために課題となる部分への対応に取り組んでおります。

具体的には、児童生徒のタブレット端末の操作スキルや情報リテラシーの向上、教職員のICTスキルや活用能力の向上を図っております。また家庭のインターネット接続環境への支援も重要な課題と考えております。

現段階では、児童生徒や保護者、また教職員もICT機器の操作に慣れることが重要であると考えており、学校現場の学習状況や家庭のインターネット接続環境などを考慮した上で、タブレット端末の持ち帰り学習などによって経験を積み重ねて、柔軟に対応してまいりたいと考

えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） 松田議員。

1 番（松田 勝） 自宅です、オンライン授業を行うということになれば、当然保護者の協力が  
必要になってくるというふうに考えております。例えばどこまで保護者の方が協力できるのか  
というようなことを事前にですね、調査をしておく必要があるのではないかと。というのはです  
ね、家庭によったら共稼ぎで「家に子供一人おられても何も手伝いできないよ」というような  
所もあるでしょうし、「いやいや接続してスタートするまでは家におって出ていきますわ」と  
か、いろんな状況というのが生まれると思うんですけれども、そういった保護者の方の意向調  
査というのは考えておられるのでしょうか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 大阪市ではそういう保護者の影響というのが出ているというは承知して  
おります。共働き等によって保護者が、負担が掛かっているということも承知しております。  
今後、オンライン授業を進めていく上では事前にそういう保護者へのアンケート等も実施して  
オンライン学習を推進していきたいと考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） 松田議員。

1 番（松田 勝） なかなかオンライン授業も非常に難しいと思います。先程言いましたように個人  
の差というのが必ず出てきますし、いわゆる家庭環境の違いによっても出てきます。ですから  
なかなかですね、簡単にできるものではないと思いますので、重ねてね、そういった努力はお  
願いをしておきたいというふうに思います。

で、もう一つはね、夏休みを利用してですね、そういったカリキュラムが組めないのかどうか。例えば夏休みと言ったら大体今でも登校日というのが設定されてますよね、今、無いのですかね、ちょっと私、知らないのですが、例えば登校日を設定していたとすれば、その登校日をオンライン授業にやって、皆の顔を見て、様子だけ聞いて終わるとかね。要は、家庭でやっぱりできるような体制を作ろうとすれば、本当の授業と関係無しにね、そういう場を利用して、そのオンライン授業をするという格好にすれば、皆さん慣れてもらえるのかなというような気もしますけれども、そういった対策についてはどのようにお考えでしょうか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 今後、小中学校と検討してまいりたいと考えます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 検討していただくのは良いのですが、考え方だけね、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

教育次長（吉田一弘） 議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 失礼します。今、整備させていただいたタブレット端末、これを家庭に、学校が休業になったときのオンライン授業という議論の前に、それを持ち帰らせて学習させるかどうか、これはいろいろ学校とも、教育委員会も入っているいろいろ検討、今しているところです。議員がおっしゃっていただいた、夏休みに持ち帰らせるということも、これも検討で一つ、案としては上がっておりました。ただ、夏休みになりますと持って帰ったままずっと家にそれがあるというような状況ですので、それを学習に使っていただければそれが一番ありがたいのですけれども、かえって子供に悪影響を及ぼすようなことも、というような不安もあって、なかなかその議論は今まだ調整中のところです。

実際、持ち帰り学習をさせるということについて何が課題なのか、先程、課長の答弁にもありました、家庭のインターネット環境が今どういう状況なのか、また保護者がどこまで協力いただけるのか、そういうところを一つ一つちょっと詰めて、何とか持ち帰り学習というところもやっていって、家庭で使っていただくというところも慣れていっていただいて、ということを今、考えている最中でございます。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 只今、検討中ということでいろんな弊害も、いろいろ考えておられるということですから、それはそれで検討していただけるかと思います。とにかくね、慣れるためにね、どうするのかというのも考える必要が出てくるので、私の方から夏休みの話はさせていただきましたけども、例えばそれ以外に、例えば日曜日だけ持って帰ってね、何かリモートでやるとかね、何かそういった、どこかで工夫をしながらやらないと、各個人がそれぞれいつまでも使えないというような状況になると、宝の持ち腐れのようになってしまっ、非常にもったいない話ですから、やはりその辺是非ですね、工夫していただいて、努力していただくということをお願いして質問を終わらせていただきます。

議長（福井保夫） これで1 番 松田議員の一般質問を終わります。

---

議長（福井保夫） 次に、3 番 三浦議員の一般質問を許します。

3 番（三浦 博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。三浦議員。

（三浦議員 登壇）

3 番（三浦 博） 3 番 三浦博でございます。私の一般質問は2問でございます。

一つは、「安堵町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画について」であります。  
今年度より、第8期の事業計画がスタートしております。先日、その内容が掲載された小冊子、計画書が掲載された、

(冊子を掲示)

この小冊子がですね、我々議員にも届けていただきました。私、パンフレットと呼ばせていただきますけれども、早速一通り読み込んだところでございますが、そこで、このパンフレットの活用について3点お伺いします。

一つは、このパンフレットの発行部数と今後の活用方法について。

2点目が、パンフレットをテキストにしてタウンミーティングを開催をするお考えは無いのか伺いたいと思います。

三つ目は、パンフレットのダイジェスト版が発行をされております。

(パンフレットを掲示)

これ10ページになりますけれども、これプリントアウトしたんです、私が。このパンフレットのダイジェスト版の発行をですね、予定されていないのかどうか。

この3点をお伺いします。

二つ目の質問は、「「新型コロナ」ワクチン接種の進捗状況について」であります。御承知のように5月より全国各自治体でワクチン接種が開始されております。集団、個別接種体制で国は「65歳以上の高齢者は7月に完了を目指す」という方針で現在も実施されていると理解しております。そこで当町の現状について以下の点について伺います。

一つは、ワクチン接種体制の物理的、人的準備構築状況。

2点目は、高齢者を7月中に完了の見通し、当町の場合には65歳以上は約1,400人おられると思うんですけども、これ7月中に1,400人ですから2回接種とすれば2,800回の接種をせないかんということになる訳ですけども、その辺の7月中の完了の見通し。

三つ目が、元々ワクチンは全町民対象の大規模の大事業となるという点では、先日の議案事前説明書の時にちょっと申し上げましたけれども、7月以降ですね、今後のフローチャート、あるいはロードマップの提示をお願いしたい。

以上、2点質問をいたします。

議長（福井保夫） 1、「安堵町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画について」、答弁を求

めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（井上育久） おはようございます。健康福祉課の井上でございます。よろしくお願ひします。三浦議員の御質問についてお答えいたします。

まず一つ目、事業計画書の発行部数につきましては、100冊印刷しております。また、計画書の内容につきましては、町のホームページにおいて閲覧できるようになっております。活用方法につきましては、策定した事業計画書を基に、新規の事業の検討や現在住民が利用している事業の見直し等を行っていきたいと考えております。

二つ目、事業計画書の説明について、コロナ禍でのタウンミーティングの開催は、今の段階では難しいものと考えております。質問等があれば個別に対応してまいりたいと考えております。

三つ目ですね、計画書のダイジェスト版、概要版につきましては現在ホームページに掲載させていただいております。現在は製本については考えておりません。ホームページ等で閲覧できない方に対しましては、印刷してお渡しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

3番（三浦 博） 議長。

議長（福井保夫） はい。三浦議員。

3番（三浦 博） 只今の答弁です、まだ概要版についても文字ベースでのパンフレット等ですね、発行は考えていないということでありまして、それからタウンミーティングの開催についても、コロナ禍のもとではですね、難しいということで答弁がございました。私は、この計画書のね、第5章にはですね、計画の推進体制として広報体制の整備が挙げられております。その中に広報「安堵」と、情報発信啓発、2点目がホームページの活用、三つ目が各種パンフレットの発行が挙げられております。住民に対する啓発、あるいは制度の理解を深めるためにですね、パンフレット等作成で、周知をしていくということは重要ではないかと考えます。もう一

度、御答弁をお願いしたい。

それからタウンミーティングについてもですね、コロナ禍では、今の段階で難しいということとは理解しますが、せめてこのダイジェスト版、10ページ程ですけれども、これは、あるいは7期の事業計画ですね、今までの中ではリーフレットというのが発行されておりましたですね、こういうやつですね。

(リーフレットの掲示)

これは大変コンパクトでわかりやすいなあと思っておるのですが、このリーフレットはですね、全加入者に配布されているというふうにお聞きしておりますけれども、少なくとも保険加入者であるその65歳以上ですね、第1号被保険者に対してはね、このリーフレットとこのダイジェスト版の、これは文字ベースでね、加入者に対する保険サービスという意味合いも含めてですね、もう一度、発行を御検討いただきたいというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上課長。

健康福祉課長（井上育久） 自席より失礼します。介護等に関する情報は、折に触れ発信しておりますが、今後とも情報については発信できるように努力してまいります。またその介護保険制度のリーフレットを作成する予定は、現在8期の変更がございますので、作成する予定はしてありません。ただ概要版につきましては、現在まだ予定していません。また予算等を含めまして作成するか検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

3番（三浦 博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。三浦議員。

3番（三浦 博） 前向きな答弁というふうには受け止めました。私がなぜこれを強調するかと言いますと、一つはですね、先程、申し上げましたように、この事業は3年間の事業なんですね、1年事業じゃないんですよ。そういう意味では今年がスタートの年です。この計画書の位置付け、

活用方法についてですね、もう一度私なりの受け止めを申し上げますと、単にこれは行政のマニュアルじゃないと思うんですね。行政執行の指針というだけでは無いと思うんです。保険加入者全体で共通の認識すべき内容が含まれております。例えば令和7年度問題、令和22年度問題。当町は全国よりずば抜けて速いスピードで、超高齢化が進んでいるということで、この事業計画の重要性と緊急性、改めて私は、強調されておりますが認識をさせていただきました。

2点目は、長期継続事業ということは、これは先程3年と言いましたけれども7期、8期、9期と引き継いでいかれる訳ですね。そうなりますと今年がその事業のスタートの年ということになりますと、改めて、この住民を交えたまちづくりの指針としてですね、位置付けられるのではないかとこのように思いますので、住民参加のまちづくりのスタートに相応しい、そういう意味合いでタウンミーティングについても御検討いただきたいというふうに思います。

このパンフレットは第3章には施策の展開ということで総合的に述べられております。第4章では介護保険事業の推進ということで項目が挙げられております。これらも含めて今後、各介護保険運営協議会、あるいは議会でこの議論をしながら、この事業を進めていきたいというふうに考えますので、その点要望いたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

何か御答弁ありましたらお願いしたいと思います。

(「コロナの回答をしてあげないといけないんと違うか、終わりじゃないやろ」と呼ぶ者あり)

議長（福井保夫） まだ終わりじゃないです。

3番（三浦 博） 1問目を終わります。

議長（福井保夫） はい。それでは次に2、「「新型コロナ」ワクチン接種の進捗状況について」、答弁を求めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

(井上健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長（井上育久） 改めまして、よろしく申し上げます。二つ目の質問について、三浦議員の御質問にお答えいたします。

一つ目、当町では5月15日土曜日から、土曜日・日曜日に福祉保健センターにおいて、集団接種を開始し、5月末現在で475名の方が接種されております。お葉書で集団接種を希望された高齢者に対しまして、年齢が上の方から順次日程調整を行い、接種を行っております。5月は医師1名でスタートし、6月からは生駒地区医師会よりさらに1名の医師を派遣していただくことにより、計2名体制をもって接種体制の強化を行っております。個別接種につきましては体制が整い次第通知を行い、またホームページ等でお知らせをする予定をしております。

二つ目の質問ですが、7月中の65歳以上の方、約2,500人の接種完了につきましては、先程申し上げた生駒地区医師会より2名の医師の協力と、県より平日に研修医等からなる医療チームの派遣により、接種日数の増加を行い、結果的に7月末までに65歳以上の接種を終了できると考えております。

三つ目の質問ですが、今後の64歳以下の接種については、国の具体的な方針が示されておられませんので、医療体制の確保、ワクチンの確保が明らかになった段階で、速やかに接種体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（三浦 博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。三浦議員。

3番（三浦 博） 体制については理解をできました。月別にですね、5月は475人。体制については答弁をいただきましたけども、いわゆる2,500人の、私は2,400人と言ったんですけども、その規模の5,000回弱ですね、2回の接種になる訳ですけども、5月の人数的な目標というか見込みですね、それから7月の目標、見込みですね、これはどんな風に考えておられるのかお答えください。

健康福祉課長（井上育久） 議長。

議長（福井保夫） はい。井上課長。

健康福祉課長（井上育久） 自席で失礼します。5月に関しましては接種が終わっていますので一応475名、接種が終わりました。6月に関しましては集団接種において6月に1,879名、7月に1,504名の方の接種をしてもらう予定をしております。

以上でございます。

3番（三浦 博） 議長。

議長（福井保夫） はい。三浦議員。

3番（三浦 博） この合計でいきますと4,800で、7月中にやれると。こういうことになる訳ですね。それで集団接種中心ですけれども、個別接種とか、それから入所者なんかのですね、接種はというふうに考えておられるのですか。

健康福祉課長（井上育久） 議長。

議長（福井保夫） はい。井上課長。

健康福祉課長（井上育久） 個別接種につきましては、現在まだ未確定なのでお答えはできません。わかり次第また回答させていただきます。

施設に関しましては適宜今、第1回目の接種が終わっており今、第2回目の接種を進めているところでございます。

以上でございます。

3番（三浦 博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。三浦議員。

3番（三浦 博） このワクチン接種はまだ現在進行形ですね、言うなら必死のパッチでやっているところでございますので、まだ不確定要素もあるということも理解しております。7月以降の65歳以下ですね、接種も始まるんだろうと思いますので、とにかくこのワクチン接種についてはですね、先日も私、申し上げましたけども、町行政の確固たる・・・。

（「町内放送アナウンス」放送）

続けてよろしいか。締めくくりですから。

議長（福井保夫） はい、どうぞ。

3番（三浦 博） 町行政の確固たる構えというのですかね、これは必ず全町民対象にですね、ワクチンをやるんだということを示しながら、この大事業に取り組んでいただくことを要望いたしまして私の一般質問を終わります。

町長（西本安博） はい。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） 現下の町行政の中ではこれが一番大きな施策でありますし、また我々今まで経験したことの無いということ。それと我々だけの動きでできない。医師会であったり、あるいは看護師であったり、いろんな方々。チームとしての協力が無ければできない、ということでございます。

今、7月中に高齢者、65歳以上については打ち切ると。やってしまうということは、もうこれは確実に我々も思っております。

後の64歳以下につきましては、ワクチンの問題もあるんですけど、最近、発展途上国に我が国がワクチンを供与するというぐらいの方針を出していますので、多分ワクチンは行き渡るはずでございます。国民に行き渡らないのに発展途上国に渡すという、こんなことは無いと思いますので、ワクチン問題は多分いけるだろうと。

要は後、打ち手の問題です。医療従事者の、医師を含めてこれをいかに確保するかということ。これはこの前も申し上げましたように、最終的な細かい国の方針なり県の方針が来ていない段階なので、とにかくそのニュースを早くキャッチして体制を整えていきたい、このように思います。例えば県の研修医。県の研修医ですと、1日に500人打ってもらえます。これがいつまで続くのか、それから生駒地区医師会として先生の派遣がね、うちは今、一人しかいらっしやらない。あと、増員がいつまでしていただけるのか。この辺が、はっきりと掴めた段階では、確実に今、国の方、方針に変えてきてますので、確実にいけるようにしていきたいと思っております。

後、それに当たる先生方とか、従事者につきましても、これ機械ではございませんので、必死のバッチで今やっていただいておりますので、やはりその方々の健康も害さないようなことも考えながら、やっていかないかんということでございます。非常にこれもデリケートな話でございますけれど、これにつきましては、できるだけ早く国の方針通りの人数が打てるように頑張ってもらいたい。このような決意でおります。

以上でございます。

3番（三浦 博） はい。終わります。

議長（福井保夫） はい。

8番（森田 瞳） はい、コロナの関連質問でよろしいですか。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 議長のお許しを得まして、コロナの関連ということで私、昨日、ちょっと町長の方にもお願いしたはずでございます。今、ちょっと答弁を聞いていたらまだまだ生ぬるい。私、そのために昨日もお願いしたことが全然反映されて無い。今の行政側の回答を聞いておれば。

安堵町は素晴らしく高齢者のスタートを切った訳なんですよ。私それ絶賛、昨日させていただきました。これは7月末まで、しっかりと高齢者に関しては対応できると。見通しもついたということで、これはまあ一応成果として、報告も今日いただいた訳でございますけども、現実今、報道を見てましたら、64歳以下の方々も順次始めていくという市町村がある訳なんですよ。で、私はこれ何を言いたいかと言うたら、安堵町は高齢者から今回、7月末を目途にしっかりとやっていっておりますよ。と住民に安心してお尋ね、横長の封書でいただきました。あれはものすごいね、安心感があつたんですよ。他町ではそれが無いというような所もございまして。これはものすごいやはり住民にとって不安な面があるんですよ。65歳以上であってもですよ。ですのでワクチンの保有がどうかかわからない、先々わからないと課長は先程申されたけども、今そんなことお尋ねしてるのと違う。できるだけ早く安堵町はこういう順序、集団接種で、こういう方法で高齢者からやってきた。64歳についても年齢順に順次接種をしていくと。集団で接種をしていくと。今現在それがわかるとるんでしょ、集団でやっていくということ。個別ということまだわからないという現状なんでね。今現在が接種券を郵送で64歳以下に配布する。受ける意思があるか無いか、ということに要するに聴取する、聞くということ。これはできるはずなんですよ。いつ打つかということは私は求めない。これはやはりワクチンの入ってくる量、諸々のことを勘案しながら高齢の方から順番に年齢を下げっていくということの、その方向性を示していただきたい。これが住民にとって安心を得る訳なんですよ。その安心をやっていただくことを昨日お願いしたはずなんです。

先程ちょっと他のことで、副町長にもこの辺のことの、昨日の私のこの話のことで聞いていただきました。副町長もできるだけ、今の方法等については、町の方も64歳以下の方は、早速準備にかかって配布いたすように準備したいということの、副町長の回答もいただきました。

そのことでですよ、だから何月何日に打てるということは、そういうことは求めてないんですよ、今の三浦さんのも。だから安堵町の方針だけは、しっかりと住民に、順序良く集団で対応していきますので、御通知申し上げますということを一言、言っていただいたら我々住民は安心する。私はそういうことをちょっとお願いしておきたい、かように思いますので。よろしくお願ひします。

町長（西本安博） （挙手）

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） 今、森田議員のお話ありがとうございました。基本的には我々は確実にそう思っております。私が三浦さんのお話の中で捉えたのは、打つんだ、やるんだ、従来通りの方針が一番良いんだ。これはもう確実に私どもは自信を持っております。あと、具体の話にまで踏み込むのが今ちょっとできない。ということをお話させていただいたつもりでございます。接種券を配布する。安心を持ってもらう。ただ、いつになるかというのは、ちょっと第2段階としてお知らせすると。こういうことになるという意味で、前段の分は申し上げませんでしたけど、当然、副町長もそう同じ考えを持っております。それについては住民にまず安心をしていただくという方法、これは当然やってまいります。1回目が終わったから、後ちょっとわからへんねんという、そういう意味では無いです。具体の方法がまだちょっと掴みきれてない、そういうふうな理解していただきたいと思ひます。

以上です。

8番（森田 瞳） はい。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 町長のことの今の話、答弁でございますけどね、これは恐らくやはり半年、1年かけて順番にずっとこう通っていくことでしょう。3か月、4か月でこれは要するに賄いきれないし、そういうことも安堵町の場合にとっても、それは不可能だということを我々は認識しております。ただ、だから住民の人にとって、個別に申し込みをせないかんのか。とかいうことの不安ということがあるんですよ。現実にあったんですよ。そのことで、安堵町にとってはうまく、高齢者の方々から、要するに封書でもって通知をしていただいた。これはやはり私、安堵町すごく良いプランで、高齢の順番にやっていくということで示されたことは、ほん

まに評価させていただきたいと、こう思うんですけども。

ただ、だから申し込まないかんのか、ということ。そしてまた申し込みの方法よりも、順次年齢ごとに、長期間にわたるけども、準備、接種の可能次第、御通知いたします。ということだけのことは、ちょっとひとつ触れて書いていただければ住民が安心するの違いますか。

だから3か月かかろうが、4か月かかろうが、そんなことで私は終わらんということは思います。半年、1年、1年半かかっていこうと思うけども、やはり町が進めて、安心してくださということの方向は、見せていただきたい、やっていただきたいな。と、こう思いますので、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） はい。もうよろしいですか。

これで3番 三浦議員の一般質問を終わります。

只今、11時10分です。11時25分まで休憩します。

-----  
休 憩（午前11時10分）

再 開（午前11時25分）  
-----

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 浅野議員の一般質問を許します。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7番（浅野 勉） 議席番号7番 浅野勉でございます。

本日は、教育総務課長と、生涯学習課長に答弁をよろしくお願ひいたします。

まず1番目の教育総務課の方にお願ひいたします。「町内公立学校における健康教育の推進について」

質問の要旨。コロナ禍の中、町内各学校において、保健体育の教科指導と学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育が推進されていることと思います。過日放映されたコロナ関連のテレビ番組に歯科医師が出演され、コロナウイルス感染予防対策として口の中の環境衛生管理も重要である事を報告されていました。

本日の質問①各学校における「手洗い、うがい」の習慣の現状について。

②園児、児童、生徒の、う歯（むし歯）の罹患者の統計と保健指導について。

③歯みがき指導の現状と課題について。

④8020運動の学校現場での啓発について。

⑤保健指導に関する基本的な生活習慣等のアンケート調査の実施について。

続きまして、生涯学習課の方にお願ひいたします。質問事項「社会教育施設の定期的調査、点検について」

コロナ禍の中、町内の各社会教育施設の使用に制限がある現状の中、この時期を施設管理や設備備品の点検に重点をおける機会であると考えます。

質問事項①防災時の避難所に指定されているトーク安堵カルチャーセンター等の非常用発電機の能力と定期点検について。

②各社会教育施設のトイレの現状について実態調査の実施と改善について。

以上2問、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（福井保夫） 1、「町内公立学校における健康教育の推進について」、答弁を求めます。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田教育総務課長。

（吉田教育総務課長 登壇）

教育総務課長（吉田彰宏） 教育総務課の吉田です。よろしくお願ひします。浅野議員の質問にお答えいたします。

まず1番目についてですけれども、まず各学校における「手洗い、うがい」の習慣の現状についてですが、児童生徒に対しては、外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、接

触感染を避けるために、手洗いを徹底しております。また、帰宅したらすぐに「手洗い、うがい」を行うよう周知徹底しております。

2問目ですけれども、園児、児童生徒の、う歯（むし歯）の現状は、こども園が24.3%、小学校が26.5%、中学校が20.8%となっております。検診後、むし歯があれば病院を受診し治療するように指導しております。

3番目についてですけれども、歯磨き指導の現状と課題についてですが、例年、歯科衛生士を招いて、歯磨き指導教室を10月に実施しておりましたが、昨年度、及び今年度につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室の実施を見送っておりますが、歯科検診につきましてはこども園、小中学校において、感染症対策を講じながら6月中に実施する予定です。

次に4番目ですけれども、8020運動の啓発についてですが、これは「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動になっておりますので、各校の「保健だより」を通して、将来にわたり歯を大切に、むし歯予防とともに啓発に取り組んでおります。

次に5番目ですけれども、保健指導に関する基本的な生活習慣等のアンケート調査の実施についてですが、町独自では、このような調査は実施しておりませんが、例年実施しております全国学力・学習状況調査の中で、生活習慣に関する質問項目があり、調査結果において生活習慣の乱れがみられる児童生徒につきましては、今後は養護教諭や担任が家庭と連携しながら指導に努めてまいります。

以上です。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 只今、質問①について答弁がございました。「手洗い、うがい」について具体的な周知徹底の方法を伺います。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。「手洗い、うがい」に関して、小中学校の対応といたしましては、学校内にポスターを掲示したり、毎月発行の「保健だより」等で周知してお

ります。

以上です。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 特に、うがいにつきましては、歯科医師の話の中で、ガラガラうがいよりも、ブクブクうがいを推奨するという事聞いておりますので、もしそのポスターの掲示物がガラガラをしているポスターでしたら、それはブクブクうがいに変えてもらった方が良くという事で、まず聞いております。ブクブクうがいをしてから、ガラガラうがいをするという、そういうふうなことも考慮していただければありがたいかなあと考えております。

②の方に移ります。むし歯の統計調査を考察しますと、こども園児、小学生では4人に一人、そしてまた中学生では5人に一人のむし歯があるという統計が出ております。むし歯につきましては、他の病気のように自然治癒できない病気です。特に乳歯から永久歯に生え変わる学童期が大切になっています。今後は歯科医師の受診率の統計についても調査をされたいのですが、いかがですか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 現在こども園、小中学校ともにむし歯があれば保護者に通知いたしまして、受診された場合はその受診結果の報告を貰っています。でもこれは強制では無いので家庭の事情等により報告が無い家庭もあります。今後、受診結果を統計いたしまして示させていただきたいと思っております。

以上です。

7番（浅野 勉） はい。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 保護者の協力も大切だと思いますので、保護者に対しての啓発もよろしくお願

たいと思います。続いて③ですけれども、歯科検診と言いますのは学校保健法により6月30日までに行くと定められております。今回、私が質問したかったのは、コロナ禍の中ですけれども、歯磨き指導教室についてはDVD等の視聴覚教材も活用できますので、御検討されてはいかがでしょうかと思っております。いかがですか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 小中学校ともに、そういうDVDを活用した指導の旨を周知してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（浅野 勉） 先程の答弁の中で、去年も今年度も、それを自粛すると、しないという答えがありましたので、また視聴覚教材の活用についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして④番の8020運動の件ですけれども、我々、長寿社会を生きていくという、で、今の子供達も長寿社会を生きるということで、健康寿命を延ばすために学童期の意識付けが大切だと思います。それについてどういうふうにお考えですか、伺いたいと思ひます。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 議員仰せのとおり、学童期の歯磨き等の対策は重要であると思ひます。

今後も養護教諭や担任、家庭と連携しながら「保健だより」を通して歯磨きの大切さを知ってもらえるように周知してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 最後の質問になりますけれども⑤、過日、小学校6年生、中学校3年生対象の全国

統一学力テストが実施をされています。学力状況や生活実態について調査がまとまりましたらまた、議会に対しても御報告をお願いをしたいと思います。いかがですか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

教育総務課長（吉田彰宏） 調査結果がまとまりましたら、また議員様の方に御報告をさせていただきますと思います。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） でしたらまた共通認識をもってまた取り組んでまいりたいと思いますので報告の方よろしく願いいたします。

それでは、教育総務課への質問をこれで終わります。

議長（福井保夫） はい。次に2、「社会教育施設の定期的調査、点検について」、答弁を求めます。

生涯学習課長（西田淳二） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西田生涯学習課長。

（西田生涯学習課長 登壇）

生涯学習課長（西田淳二） 生涯学習課の西田でございます。よろしく願いいたします。浅野議員の質問にお答えいたします。

まず一つ目の質問についてお答えさせていただきます。町内の社会教育施設の中で避難所にも指定されておりますトーク安堵カルチャーセンターに設置されております非常用発電機の能力は、エンジンがディーゼルエンジンで定格出力が107kWということでございます。これは非常灯や消火栓ポンプ、排煙ファンなど災害による停電時に自動で稼働し、初期消火や利用者等の避難誘導のために最低限必要な電力を供給するもので、燃料タンクの容量60リットル

で約1時間継続して稼働することができます。

点検につきましては、消防法に基づく消防用設備点検を6か月に1回、防火対象物点検を1年に1回実施しております。また建築基準法に基づく防火設備・建築設備定期点検と、電気事業法に基づく自家用電気工作物点検を1年に1回実施しております。

なお、歴史民俗資料館と中央公園体育館につきましては、法令により非常用発電機の設置が義務付けされていないため設置しておりません。

続きまして2問目の御質問についてお答えさせていただきます。

町内の社会教育施設、カルチャーセンター・歴史民俗資料館・中央公園体育施設に設置されておりますトイレの現状を報告します。

まずはトーク安堵カルチャーセンターについては、男子トイレが5箇所、女子トイレも5箇所、多目的トイレが2箇所ございます。その内、洋式14、和式11、洋式率は56%でございます。

続きまして、歴史民俗資料館についてですが、トイレが1箇所ございます。洋式が1、和式が3、洋式率は25%でございます。

続きまして、中央公園体育施設のトイレについては、男子トイレが4箇所、女子トイレも4箇所、多目的トイレが3箇所でございます。洋式14、和式7、洋式率は67%でございます。

以上、各社会教育施設のトイレの現状でございます。今後は各施設のトイレの洋式化をはじめ、各施設の衛生環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） ①につきまして只今、業者による定期点検について答弁がありました。施設設備の業者点検の際には防火管理者と担当者の同行はされていますか、伺います。

生涯学習課長（西田淳二） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西田生涯学習課長。

生涯学習課長（西田淳二） 自席より失礼いたします。まず、防火管理者は私でございます。定期点検時は私、又は施設に配属している職員が立ち会いしております。また日頃、業務の中で職員

が施設を巡回しまして、各設備に不具合が無いか、あるいは修繕しなければならない箇所が無いかなど、主に目視を中心に点検を行っておるところでございます。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） それではその自家発電機の設置場所は、どこにされておりますか。

生涯学習課長（西田淳二） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西田課長。

生涯学習課長（西田淳二） 自家発電機の設置場所については、カルチャーセンターの屋外の施設の北西部にフェンスで囲まれた、施錠されたスペースがございます。そのスペースの中にキュービクルなどと並べて発電機を設置しておるところでございます。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 過去に、カルチャーセンターに避難されたことを随分と聞いておるんですけども、その時には停電等はありませんでした。今、お伺いしたところディーゼルですので軽油のタンクが60リットル、そしてまた1時間の継続使用ができるということなんですけども、もし停電等が起きて、その燃料等が無くなった場合の備蓄とかは、燃料の備蓄はどのように考えておられますか、伺います。

生涯学習課長（西田淳二） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西田課長。

生涯学習課長（西田淳二） 現在、備蓄の燃料はございません。今後ですね、緊急時に速やかに燃料の補充ができるよう町としましても、町内の石油類の販売業者で構成される、安堵町石油共同体などとも協議しまして燃料の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

7番（浅野 勉） はい。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 今、お伺いしました非常用発電機はいつ入れ替えて、大体その耐用年数はどのぐらいのものですか、お伺いいたします。

生涯学習課長（西田淳二） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西田課長。

生涯学習課長（西田淳二） 令和元年度に入れ替えをいたしました。耐用年数につきましてはメーカーからは特に示されておりませんが、入れ替え前の発電機から想定しますと約25年から30年程度の耐用年数になるかと考えております。

以上です。

（「過ぎたるやん。もう35年やろ」と呼ぶ者あり）。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 先程、業者の点検以外に日常点検を担当の方がされているということなんですけれども、実際にその運転をされているのかも伺いたいなあとと思います。やはり常に動かせる状態にある、ということが大切だと思いますので、その件についてはいかがですか。

生涯学習課長（西田淳二） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西田課長。

生涯学習課長（西田淳二） 日常点検の中では、今現在は主に目視を中心に点検をしております、実際に動かすというところは今現在は行っておりません。定期点検のみ動かしておる状況でございます。

以上です。

7番（浅野 勉） はい。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 今後とも、どういう事態が起きるかわかりませんので、誰でも使えるということをもまず職員の皆さま方と取り組んでいただければありがたいかなあと考えておりますので、耐用年数は、まだ入れ替えたばかりですので、あと数年は持つのではないかなと思います。また避難者があった場合の受け入れ態勢についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、トイレのことなんですけども、先程の御報告にありますと、歴史民俗資料館の洋式率が、他に比べて低いと思ひます。今後の整備についてどのように考えておられますか、お伺ひいたします。

生涯学習課長（西田淳二） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西田課長。

生涯学習課長（西田淳二） 衛生環境設備の整備を進めることは必要であると考えております。高齢者や子供達が安心して施設を利用していただき、この施設を利用して良かったと思われるような施設を目指して改善に努めてまいりたいと考えております。

歴史民俗資料館では多目的トイレに洋式が一つございます。現在は、この多目的トイレを積極的に御利用していただくよう案内をしておりますけれども、今後はさらなる洋式化につきまして改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 特に、歴史資料館は、安堵町の文化遺産だけではなく、奈良県の再設置に大きく貢献された今村勤三氏の旧家でもございます。また来館者には小学生、高齢者も多く、特に町外の方は入館料をいただいております。御配慮いただきたいのですけれども、やはりお金を払って入館してトイレに行ったら自分の使えるトイレが無い。ということも一応聞いておりますので、やはりそういうことの無いように今後とも御配慮よろしくお願ひしたいなあと考えております。

それと、このコロナ禍の中で、最近の新聞報道によりますと、洋式トイレは蓋がついておりますので、飛沫防止、エアロゾル感染防止に効果があると再認識をされています。コロナ禍の中の対策として早期の改修をお願ひしたいのですが、いかがですか。

生涯学習課長（西田淳二） はい。

議長（福井保夫） はい。西田課長。

生涯学習課長（西田淳二） おっしゃったように、確かにコロナウイルスの感染に関しまして、飛散の防止に繋がるということでございます。繰り返しになりますけれども、今後は洋式化につきまして、改善、検討に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） それでは、また御配慮の方よろしくお願ひしたいと思います。

これで、生涯学習課への質問を終え、本日の私の全ての質問を終了させていただきます。

以上です。

8番（森田 瞳） 議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 恐れ入ります、今、浅野議員の質問、どちらの方の方向に向いているのか、ちょっとわからない。私はそう感じました。特に社会教育施設の定期的調査、点検ということで、防災時の避難所における指定された発電機、このことを聞いておるのか、それとも今、西田課長の方から報告がありましたように、避難誘導の設備の部分についての説明はあった。避難誘導の、館内のね。それは1時間が、そのポンプは持つということで説明がありました。今、ここで浅野議員の質問の中で挙げておられるのは、防災時の避難所に指定されているトーク安堵カルチャーセンター、これはカルチャーセンターだけじゃないんです。そういう意味で防災時ということは幅広く、各大字の公民館も皆そうなんです。だからそういうふうなことも含めまして、後日また議長の方の計らいで勉強会を持っていただいて、今現状のこの発電施設、防災時にはどう取り組んでいく用意があるか、ということも確認していきたい。議会の方でも勉強していきたいというように思いますが、議長の御意見お願いいたします。

議長（福井保夫） はい。明日ですかね、防災マップの後に、昨日総務課長の方に発電機等の設置等について、何台あるかというようなことも今後報告してください、ということですので、その時にまたいろいろと勉強会ということで開きたいと思います。よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） これで7番 浅野議員の一般質問を終わります。

---

議長（福井保夫） 最後に、日程外ではありますが、議長報告をします。

奈良県町村議会議長会の役員について、私、福井が昨年度に引き続き今年度も監事に再任されましたことを御報告いたします。

---

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は、終了しました。

次の本会議は6月11日、午前10時開会です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

---

散 会  
午前11時50分

---

